

端末補助のスキームイメージ（前回と今回の比較）

資料No.1

	前回	今回
スキーム	単年度予算 国：補助事業 都道府県：市町村分の取りまとめ・都道府県分の申請 市町村：都道府県を通じて国の補助事業に申請	基金 国：基金造成経費を都道府県に交付 都道府県：基金造成・補助事業創設 市町村：都道府県の補助事業に申請
補助対象	端末本体、 運搬費、設置・据え付け費	端末本体※ ¹ （予備機※ ² 含む）、 運搬費、設置・据え付け費 ※¹ 端末本体と一体的に整備される場合に補助対象となるものあり ※² 修理や保守に係る負担軽減の観点から、15%分の予備機を補助対象
対象数量	児童生徒数の 2/3 ※残りの1/3の児童生徒の台数分の整備に必要な経費は地方財政措置	全児童生徒数 + 予備機 （上限15%）
補助率	定額 （1台当たり上限4.5万円）	補助対象経費の2/3（定率補助） （1台当たり上限5.5万円） ※自治体ごとの事業総額の2/3を補助、残りの1/3の経費は自治体負担（地方財政措置）
補助要件等	児童生徒数の1/3（地方財政措置分） の整備を求めている	補助要件： ・ 共同調達会議への参加 ・ 共同調達による端末の調達 ・ 最低スペック基準を満たすこと ・ 教員数分の指導者用端末の整備 ・ 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能の整備 ・ 各種計画の策定・公表